

インドネシア最高裁判所司法研修所における
裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討、および
今後の改善充実の方向性について

弁護士 角田多真紀
弁護士法人 田中彰寿法律事務所
2011年2月25日

目次

要旨

- 第1 裁判官候補生の研修制度
 - 1 従来の研修システム, および, その実施状況
 - 2 新研修プログラムの開発
 - 3 新研修プログラム下の集合研修
 - 4 裁判官候補生の評価および考試
 - 5 研修制度開発および実施の人的体制

- 第2 裁判官の各種研修制度
 - 1 2010年度実績
 - 2 講師陣

- 第3 インドネシアの裁判官養成制度に関する検討および提言
 - 1 課題点の総括
 - 2 支援の方向性に関する提言

要旨

本報告書は、インドネシア最高裁司法研修所（PUSDIKLAT）の所管事項である裁判官養成制度に焦点を絞り、その現状を分析するとともに、インドネシア最高裁判所による司法改革の一環としての、裁判官養成制度の改善のための方策、また、有効な支援方法について考察し、提言を行うものである。

我が国の法曹養成の諸制度、特に司法修習制度との比較が、こうした現状分析および課題の特定にあたり、ひとつの視点を与えるものであった。本報告書では、特に項目を設けて日本とインドネシアの制度比較を行うことはしていないが、インドネシアの裁判官養成制度の有する課題点を抽出し、改革のための具体的な方策を検討する上で、こうした比較の視点が大いに助けとなり、また、支援方法を考えるにあたって多くの示唆を得た。

こうした比較をふまえ、我が国の実施すべき支援の方策を検討するにあたっては、有効と考えられる日本の制度を参考としつつも、その導入については、インドネシアにおける現在の法執行状況、法学部教育に始まる法曹養成システム全体、また、ドナーによる支援プロジェクトの進捗を視野に入れつつ、いかなる形での導入が可能か、という点についての十分な検討が必要であり、継続的な調査および観察を要する。

第1 裁判官候補生の研修制度

1 従来の研修システム、および、その実施状況

裁判官候補生登用試験の合格者は、正式に裁判官として任命される前に、裁判官候補生（Calon Hakim=Cakim）としての、約2年間の研修を受けることとなる。

こうした裁判官候補生の研修制度は従来より存在しており、インドネシア最高裁司法研修所の研修施設において実施される、2ヶ月ないし3ヶ月間の集合研修、および、各地の地方裁判所に候補生を配属して実施される実務研修とで構成されていた。

後述する支援プロジェクトの実施後も、こうした基本的な研修の構造は維持されている。しかし、従前は、こうした配属庁での実務研修の期間や、実施する研修の内容について標準化されたものはなかった。司法のワンルーフ化が実現し、最高裁の人事行政がそれまでの法務人權省から移管され、最高裁が自らの権限において、裁判官候補生、裁判官、および、書記官をはじめとする裁判所職員の研修を開始したのが2006年と、きわめて新しいものであることからすれば、裁判官候補生の研修制度の実質的内容がいまだ確立していなかったことは、なんら不思議ではない。

ところで、こうした研修制度の課題のうち、ハードである研修用施設については、2008年、首都ジャカルタ郊外のチアウィ郡メガムドゥンに司法研修所施設が開設されたことで、全国から採用された裁判官候補生の集合研修を、一括して実施することの可能な設備が整った。これにより、少なくとも集合研修のハードの側面は、ある程度、整ったといえる¹。

他方で、まず、司法研修所での集合研修において、裁判官候補生に提供する講義ないし演習という、いわばソフトの側面は、講師陣の確保および能力開発、研修プログラムないし研修教材の開発等の、いずれの点についても未だ不十分であり、これを向上するための試みが続けられている状態である。

また、全国の地方裁判所で実施される実務研修のための標準化された指導要綱は存在しておらず、研修地である各裁判所によりばらばらに実施されるという問題が指摘されている。²

こうした課題分析の下、裁判官候補生の、特に実務研修の改善を目的として、後述するドナーによる支援プロジェクトが実施された。同プロジェクトの成果として、2010年9月に新たな研修プログラムが開発され、運用が始ま

¹ 将来的には、地方、例えばスマトラ島やカリマンタン島にも司法研修所施設を設置すべきであるとの意見が最高裁内にある。

² 司法研修所一般裁判官候補生研修プログラム9頁。EUの実施した調査によれば、2007年の調査時点で、デボックとボゴールという、非常に近距離に位置するジャカルタ近辺の2地裁においてさえ、裁判官候補生の実務研修の内容が異なっていること、また、候補生らが多くの時間を図書室で過ごし、実務研修の意義があまり感じられていないという現状が紹介されている。

ったところである。

2 新研修プログラムの開発

(1) 開発の経緯

2008年から2010年9月の2年間にわたり実施された、National Law Reform Program(NLRP)は、IMF運営による、インドネシア司法支援のためのプログラムである。

同プログラムは、インドネシア司法改革計画の策定等を含む4コンポーネントから構成され、その1つである裁判所の能力向上のための支援活動として、オランダの裁判官を長期専門家として派遣し、裁判官候補生研修のためのカリキュラムおよび教材の開発支援を行った。

同プログラムの活動は2010年に一旦終了し、その成果物として、裁判官候補生研修プログラムおよびシラバス（以上、総称して「新研修プログラム」という。）が開発された。この新研修プログラムに基づき、インドネシア最高裁司法研修所による新たな裁判官候補生研修が、2010年度より開始されている。

(2) 新研修プログラムの構成

新研修プログラムは、司法研修所で行われる、カリキュラムに基づく講義（集合研修）と、第一審裁判所で行われる実務研修が一体化されたものである点、従前の構造を維持したものとなっているが、その期間および回数、それぞれの研修の主たる目的が明確に特徴づけられた点において、従前のそれと大きく異なる。

同プログラムによれば、候補生の研修は、

- ① 司法研修所での研修（1回目）、3週間
- ② 実務研修（1回目、運営管理者実習）、5ヶ月
- ③ 司法研修所での研修（2回目）、3ヶ月
- ④ 実務研修（2回目、書記官実習）、6ヶ月
- ⑤ 司法研修所での研修（3回目）、3ヶ月
- ⑥ 実務研修（3回目、裁判官実習）、6ヶ月
- ⑦ 裁判所外での実務研修、1ヶ月

の、合計約2年間、計7クールで構成されることとなった。

上記のとおり、新研修プログラムにおいては、実務研修の内容が4段階に明確に分けられ、それぞれ時期を分けて実施されることとなった。

また、司法研修所において実施される研修カリキュラム（以下、単に「研修カリキュラム」という。）に基づく集合研修は、各実務研修の準備段階として特色づけられ、各回ごとに、実務研修の各段階の実施に先立って、その

準備としての座学を司法研修所において提供する形式となっている。

3 新研修プログラム下の集合研修

(1) 科目

ア 第1回研修

裁判官候補生採用試験に合格し、裁判官候補生となった者に対し最初に実施される集合研修である。いわば、今後2年間にわたり実施される研修の導入部分であると同時に、続いて行われる第1回実務研修（運営管理者実習）の準備段階でもある。

第1回研修は、全28科目、120単位（1単位45分、15日、3週）で構成され³、科目は以下のとおりである（括弧内数字は単位数を表す。）。

1. 裁判官候補生研修プログラム（3）
2. インドネシア共和国憲法（3）
3. 司法権（2）
4. 憲法裁判所（2）
5. 最高裁判所の権限（8）
6. インドネシア裁判官協会（4）
7. 裁判官行動規範（24）
8. チーム育成（8）
9. 裁判官キャリア向上制度（2）
10. 最高裁判所における裁判官監察制度（3）
11. 司法委員会における裁判官観察制度（3）
12. 「良き統治」の一般原則（2）
13. 「善き司法」の原則（2）
14. 地方裁判所の権限（3）
15. 宗教裁判所の権限（3）
16. 行政裁判所の権限（3）
17. 軍事裁判所の権限（3）
18. 地方裁判所職員の職責と職権（2）
19. 国家行政の発展パターン（2）
20. 職場環境と社会生活（2）

³ 但し、2011年3月に実施予定の第1回集合研修の予定表によれば、第1回研修の実施機関は2週間であり、全部で24科目、78単位とプログラムよりも縮小している。各科目の構成を仔細にみると、科目そのものが省略されたもの（例：8. チーム育成）、複数の科目を統合的に実施して、実施時間が短縮されたもの（例：26. と27. 書記官事務、合計12単位から8単位）などがある。

21. 裁判所情報システム（2）
22. 地方裁判所総務局の主たる職務と機能について（4）
23. 地方裁判所人事・専門職員用政局の主たる職務と機能について（4）
24. 地方裁判所財務局の主たる職務と機能について（4）
25. 地方裁判所登記局の主たる職務と機能について（4）
26. 地方裁判所刑事局書記官部の主たる職務と機能について（6）
27. 地方裁判所民事局書記官部の主たる職務と機能について（6）
28. 地方裁判所における執行官の主たる職務と機能について（6）

イ 第2回研修

第1回集合研修，および，実務研修配属庁での1度目の実務研修を終えたのち，再び司法研修所で実施される集合研修である。

先の実務研修の復習，および，次いで行われる第2回実務研修（書記官実習）の準備を兼ねるものである。

第2回研修は，全31科目，524単位（66日）で構成される。科目は以下のとおりである。

1. オリエンテーション期間（16）
実務研修の復習
2. 裁判官のあり方（24）
3. 監察システム(上級)（8）
4. 最高裁および司法委員会の監察委員会見学（16）
5. 事件処理におけるIT技術の使用（16）
コンピュータ使用，ワード，エクセル等のソフト操作
6. コミュニケーション技術の開発（16）
7. 情報入手技術の向上（16）
速読法，右脳訓練法など
8. 法曹のインドネシア語（16）
9. 適用法調査（16）
10. 刑事司法制度における裁判所の役割（16）
11. 刑事訴訟法の原則と人権的見地（16）
12. 刑事事件処理フロー(通常)（16）
13. 開廷準備（刑事事件）（16）
14. (刑事) 判決言渡，不服申立および執行（8）
15. 公判前整理手続（12）
16. 民事事件処理フロー（通常）（16）
17. 民事訴訟法の原則（17）
18. 開廷準備（民事事件）（18）
19. (民事)判決言渡，不服申立および執行（8）
20. 公判記録の作成技術（32）

- 21. 判決の書式（32）
- 22. 刑法典の構成：事例研究（24）
- 23. 公判演習（刑事事件）
模擬裁判
- 24. 民法の枠組：事例研究（24）
- 25. 裁判演習（民事事件）
模擬裁判
- 26. 事件簿登録技術（8）
- 27. 事件管理コスト（8）
- 28. 訴訟救助および法律扶助（8）
- 29. 司法改革（8）
- 30. 憲法裁判所見学（16）
- 31. 司法情報システム（上級）（8）
情報公開法に基づく司法情報の透明化に配慮

ウ 第3回研修

実務配属庁での書記官見習研修を経て、その復習を行うとともに、その後の裁判官実務のための準備を行う研修であり、裁判官候補生に対して司法研修所が実施する集合研修の最終回となる。

第3回研修は、全33科目、520単位（65日）で構成される。科目は以下のとおりである。

- 1. 実務研修Ⅰ（書記官見習い）復習（16）
- 2. 裁判官のあり方Ⅱ（32）
- 3. 法の論理（16）
- 4. 刑法論（24）
- 5. 法的推論Ⅰ（刑事事件取り扱いフロー）（24）
- 6. 刑事違反行為（事例研究）（8）
- 7. 刑事犯罪行為⁴（事例研究）（8）
- 8. 犯罪学と被害者学（8）
- 9. 書類の分析と刑事裁判の戦略（24）
- 10. 刑事事件における捜査および摘発，逮捕，拘置（16）
- 11. 法心理学（8）
- 12. 刑事事件の審理（16）
証拠の評価および事実認定に関するもの。
- 13. 刑罰（16）
- 14. 特殊刑事裁判（12）

⁴ 軽微な刑事犯罪および交通違反，また民事規則の罰則を刑事違反行為，刑法典に定められた犯罪行為および特別犯罪が刑事犯罪行為と区別されている。

汚職，基本的人権関連，漁業，未成年者事件がこれにあたる。

15. 未成年者裁判（８）

未成年者の刑事事件，民事事件，その他未成年者に関わる手続を横断的に学ぶもの。

16. 法的推論Ⅱ（民事事件取り扱いにおける法的推論の筋道）（２４）

17. 家族法教科演習（１２）

18. 物権法教科演習（１２）

19. 契約法教科演習（１２）

20. 不法行為教科演習（１２）

21. 商法教科演習（１２）

22. 委任状の種類と書式（８）

23. 調停およびADR（４０）⁵

24. 没収・差押（８）

25. 民事事件簿の分析（２４）

26. 刑事・民事事件における証拠法（１６）

27. 特殊民事裁判（８）

商事裁判所，労使関係裁判所の管轄事件を扱う。

28. 裁判所の運営管理（８）

29. 民事・刑事事件における審理技術（３２）

訴訟指揮全般，訴訟手続等を広範に扱う。

30. 裁判官合議体（８）

合議体による討議・討論過程

31. 判決・決定技術（１６）

判決・決定の分類等に関する講義，および，民事・刑事の判決起案演習

32. 判決の社会的影響（８）

33. 司法改革（８）

最高裁ブループリント等を教材に，司法改革や司法の機能に関する講義および討論

エ 分析

上記した研修プログラムの構成，および科目の内容において，まず特徴的なのは，同プログラムが，キャリア裁判官養成を目的として作られたものであるにも関わらず，その研修期間の実に３分の２近くが，裁判所の運営管理部門および書記官事務の研修のために費やされるという点である。

⁵ 調停人養成研修（調停人資格付与研修）の要件をほぼ満たす研修が組み込まれているため，こういった単元としては破格に多い４０単位が割り当てられている。これは，絶対数の不足する裁判官調停人を補うため，裁判官候補生に調停人の資格を与え，積極的に調停に取り組ませるための試みである。但し，本来は合計４０時間であるところ，４５分×４０単位（約３２時間）と，若干短縮化されている。

それらが、裁判官の能力向上についてどのような意義を有するか、という点について、同プログラムによれば、研修の初期段階に実施することで、裁判官候補生が就業環境に慣れることができ、また、裁判所内の全部署における主要業務および機能とその流れが理解でき、運営改善に関する助言ができるようになる（運営管理）、裁判官の適切かつ正しい行動が分かる（書記官事務）等の説明がある。

確かにそういった意義はあろうが、それらを考慮してもなお、裁判官としての能力向上に直接には関わらない業務に費やす時間の比率の高さを指摘せざるを得ない。特に、運営管理部門については、少なくとも裁判官候補生の段階においては、概要の理解が可能となるに十分な程度の講義ないし見学にとどめ、裁判所の運営管理に直接関わるポジションにつく時期に、集中的に行う方が効率的であると思われる。

また、上記したプログラム構成に伴い、裁判官研修生らが、チアウィの司法研修所と実務研修地とを、2年間の研修期間中、3度にわたり往復するという形になっている。裁判官候補生は、加えて、司法研修所において最終試験を受験しなければならないことから、出身地からまず司法研修所での初回の研修に赴き、2年間の研修を修了し、司法研修所での最終試験を受験するまでに、実に7度の移動が必要となる。

こうしたプログラム構成は、各々の集合研修と実務研修との関連性を明確にし、研修の各段階の目標設定に資するという点においては優れているといえるかも知れない。しかし、同時に、頻回の移動とプログラム実施の必要から、多大な予算上・事務手続上の負担を強いるものである。

ファンディングの問題は常に課題となるところであり、また、現状、司法研修所の運営事務を支える人的体制も未だ限られた状況下において、こうした重厚なプログラム構成が、自立的かつ継続的な活動を阻害する要因となることが危惧される。

個別の科目についてみると、前記したプログラム構成に伴い、運営管理および書記官事務に関連する科目が非常に多い点を除けば、

①理想・理念、倫理を教えるもの（第1回2，3，7，第2回29，第3回32，33など）、

②実体法の基本的事項を教えるもの（第3回18ないし21など）、

③実務上のテクニカルかつ形式的要素を教えるもの（第2回27，28など）

④判決起案のための時間が極めて少ないという点が観察される。

このうち①は、インドネシアの国家の成り立ちや歴史、殊に司法権の歴史に鑑み、ある程度必要なものであらうと考えられる。全国各地から多様な民族・文化を持って一同に会する裁判官候補生に、こうした講義を行う貴重な機会と捉えることができよう。

また、倫理に関する科目は、近時、インドネシア最高裁が司法の腐敗と

いう憂慮すべき状態にあることを認識し、腐敗防止のための努力を行っていることの現われということが出来る。

②は、大学法学部が実務法曹の業務に耐えうる法学教育を提供していないことをうかがわせるものである⁶。

法学部での教育を経て、裁判官候補生採用試験に合格した者であっても、その実体法上（と、おそらく手続法上）の知識は、裁判官としての実務に耐えうる水準に達していないので、全体的な底上げのために、主要ないくつかの分野について、非常に基本的な事項から講義を行う必要性が認識されているのではないかと考えられる。

しかし、そうした必要性があるならば、より広い科目および範囲をカバーした集中的な講義が必要である。また、より長期的な展望としてはあるが、法学部教育の充実、ないしは法学専門教育の設置により、こうした問題点が解消するならば、裁判官候補生としての研修は、訴訟審理や判決書起案を中心とした、実務に直結する内容に焦点を絞ったものとする事が可能であろう。

③は、集合研修での講義よりも、本来、実務研修のなかで習得させるべき項目であると考えられる。しかし、同じ手続であっても、必ずしも統一的な運用がなされているわけではなく、書式も裁判所ごとに一定しない、という実情に鑑みると、こうした研修の場を、ただ実務研修地に求めることは、地域格差や統一的でない手続運用の再生産を助長してしまうおそれもある。

この点については、裁判官候補生、および、指導官である実務研修地の裁判官による参照に堪えうる内容を備えた図書、ないしは教材の開発が、その解決手段となりうると考えられる。

また、そうした教材等の普及のための支援活動を併せて行うことで、実務研修地を介した全国の裁判所における、手続の統一的運用という副次的効果も期待できるのではなかろうか。

④は、集合研修の講義としては、実に16単位のみが割り当てられ（第3回31）、しかも、それは裁判の分類に関する講義と併せて行われるため、実際の判決起案に費やされる時間はごく僅かである。

これは、我が国の司法修習の、特に司法研修所で行われる集合修習のかなりの部分が、判決書（民事・刑事裁判）、起訴状（検察）、訴状、準備書面（民事弁護）、弁論要旨（刑事弁護）などなど、各種書面の起案に充てられていることと、きわめて対照的である。他のヴァリエティに富む講義に押しやられる形となったともいえるが、裁判官の職務としての判決起案が未だ軽視されていることの表れと考えざるを得ない。

(2) 使用教材等

⁶ インドネシアの大学における法学教育につき、拙書「インドネシア法曹養成制度及び司法改革計画に関する調査研究」7～8頁。

ア 参考文献

各科目の参考文献として、法令（条文）、解説書や論文等の文献、主に
 手続について、最高裁ベンチブック、判例集などが挙げられている。

イ シラバス

一例として、集合研修第3回 「No.29 民事・刑事事件の検討技術」
 という科目に対応するシラバスが作成されている。

このシラバスは、計32単位（但しシラバスでは34単位となってい
 る。）、4日間にわたって行われる上記科目のうち、それぞれ、2日ずつ行
 われる民事事件の審理、刑事事件の審理につき、副次テーマに分けて、順
 次行うべきメニュー等を記したものである。以下に一例を示す。

例：民事裁判の審議方法

（筆者注：司法研修所が独自に作成した講義材料に下線を付した。）

目的：裁判官候補生が現行の法規に従った国家裁判所レベルでの民事・刑事裁判を審議する。

No	副次テーマ	目的	内容	時間	方法	講義材料
1	アイスブレイキング	参加者準備	1.自己紹介 2.研修と学習規約の説明	15分		スライド I (研修システム)
2	様々な民事裁判について（申し立て、通常訴訟：確定、仮決定、判決）	参加者は、審議申し立ての段階と民事訴訟（紛争）の区別ができる。	1.決定の最終結果を伴う審議申し立て。 2.仮決定、決定、確定を伴う民事訴訟。	30分	講義と質疑応答 ツール： 1.ホワイトボード 2.OHP 3.フリップチャート	書籍： • M・ヤーヤ・ハラハの著作 • レトノウラン・Sの著作 • 最高裁判所図書 II 関連法規： • 改正インドネシア手続法 <u>民事裁判の申し立てと審議のマトリックス。</u>
3	裁判実施に関連する民事	参加者が事務官、代理書	1. 裁判の準備における問題（ファ	30分	小グループ討論（5	<u>特殊問題の民事裁判マトリックス</u>

	事裁判プロセスにおいて発生する具体的な問題	記官として民事裁判を準備し行ったときの自己の経験を反映することができる。	イル) 2. 裁判において発生する問題 2.1 不備事項のある委任状 2.2 当事者の欠席 2.3 裁判内外での和解 2.4 調停等	15分 15分	人毎に課題を分ける：議長と書記) プレゼンテーション＋クラス討論。 ファシリテーターによるまとめ。	ス。
4	民事裁判プロセスにおいて発生する具体的な問題	参加者が裁判において発生する問題の法的解決を見出し決定する。	審議申し立てと民事訴訟裁判の各段階における裁判官の役割。 仮決定、決定、確定の違い。	30分 15分 15分	グループ討論 プレゼンテーション ファシリテーターによるまとめ。	<u>1～5 件の事例</u> <u>(ファシリテーターが準備)</u> 改正インドネシア手続法 最高裁判所図書 II <u>民事裁判の準備と特殊な問題を伴う民事裁判のマトリックス。</u>
5	民事裁判の手法	参加者は民事裁判の流れを示すことができる。	1. 裁判の準備（ファイルの過不足を確認） 2. 裁判の開廷 3. 委任状の点検 4. 仲裁 5. 訴状の朗読[集団訴訟の場合は最高裁判所通達（SEMA）に従う] 6. 認否の表明 7. 仮決定 8. 答弁(反訴あり、	120分 (各グループ毎に与えられる時間は60分) 15分	小グループ(5人)でのシミュレーション(模擬法廷)。2グループによる(訴訟と申し立て)。 討論とフ	<u>読み物/ケーススタディ1~5事例(委任状, 答弁, 仮決定, 結論, 確定のファイル)</u> <u>集団訴訟事件</u>

			<p>またはなし)</p> <p>9. 証拠提出と証人尋問</p> <p>10. 結論言い渡し</p> <p>11. 判決朗読</p>		<p>アシリテーターによるまとめ。</p>	
6	裁判における民事訴訟法の問題	<p>参加者は裁判の状況を審査し、民事訴訟法の規定に基づく決定または執行を行うことができる。</p>	<p>• 裁判の開廷: 当事者が欠席, 委任状の不備, 当事者のいずれかがインドネシア語不可, または被告が委任状なしでは自身の弁明ができない場合。</p> <p>裁判: 原告または被告が明らかな理由なしに出廷しない (欠席裁判または却下のタイミング)。</p>	<p>60分</p> <p>15分</p> <p>15分</p> <p>60分</p> <p>15分</p> <p>15分</p>	<p>小グループ (5人) でのシミュレーション (裁判段階の一部)。</p> <p>クラスでの審議と討論。</p> <p>ファシリテーターによるまとめ。</p> <p>小グループ (5人) でのシミュレーション (裁判段階の一部)。</p> <p>クラスでの審議と討論。</p> <p>ファシリテーターによるまとめ。</p>	<p><u>ファシリテーターが民事裁判における事例 (申し立てまたは訴訟) を準備。</u></p>
7	民事裁判実施の手法	<p>参加者は具体的な訓練</p>	<p>模擬裁判の準備と実施。</p>	<p>30分</p>	<p>準備: グループ分け</p>	<p><u>ファシリテーターは両当事者が</u></p>

	(シミュレーションI)	シミュレーションにおいて、紛争当事者の面前にて裁判官として正しく民事裁判を導き、進行することができる。	注： 裁判官の木槌は、裁判開廷時及び閉廷時に一度のみ叩く。 判決通達言い渡しの際には木槌を一度叩く。	3 時間 20分 10分	(判事団，書記官，両当事者：原告，被告及び証人)。裁判やファシリテーターによる参加者ブリーフィング時に使用する資料を分配。 模擬裁判 参加者による評価。 ファシリテーターによるまとめ。	<u>裁判で使用する資料を準備。</u>
8	民事裁判実施のための手法(続き)	参加者は裁判の状況を審査し、民事訴訟法に基づき決定または執行を行うことができる。	模擬裁判の準備と実施。	30分 3 時間 20分	準備：新規グループ分け，参加者を再編成（判事団，書記官，両当事者：原告，被告，証人）。 模擬裁判の実施。 参加者による評価。	<u>ファシリテーターは両当事者が裁判で使用する資料を準備。</u>

				10分	ファシリテーターによるまとめ。	
--	--	--	--	-----	-----------------	--

以上のシラバスは、いわば各講義の進行表である。記載項目は以下のとおりである。

① 内容

履修すべき項目が記載されているが、そこでは、カバーすべき項目の表示と、内容にわたる部分とがランダムに混在している。

② 方法

特徴的なのは、プレゼンテーションや討論の割合の高さである。例示した単元が訴訟手続に関するものであり、模擬裁判の実施が多くを占めることから、特にアウトプットの側面に着目した構成になっていると思われるが、討論やプレゼンテーションによる履修方法は全ての科目に共通して非常に多用されている。

③ 講義材料

既存の参考文献の他に、研修のために作成され、あるいは、準備されるものがある（下線を付した部分）。

ウ 開発教材

下記のとおり、シラバスの「講義材料」欄記載のものと、シラバス添付の教材（裁判官候補生への配布用および講師用）がある。

① 事件記録に近い形の教材

ケーススタディ 1～5 事例

その他、模擬裁判の題材として、ファシリテーター(講師)が自ら事例を準備する。

② マトリックス（シラバス添付書類）

例 1 : 「調停」

実施者

実施事項

起こりうる問題

判事団の見解 が、記載されている。

ここでは、実際に裁判長、陪席裁判官、書記官が法廷で行う事項の比較的詳細な記載があり、実務に直結する情報が盛り込まれている。

例2：「裁判の申立」

実施事項欄が「ファイルのチェック」、
目標欄が「1. ファイル目次」「2. 請求の趣旨」の項目に分かれている。ここでは、いくつかのチェック項目が示されている。但し、それらについての詳細な記載はない。

例3：「特殊な問題を伴う民事裁判」

実施者
特殊な問題
判事団の見解
根拠条文 が、記載されている。
特殊な問題として、費用免除の申立、管轄違い、当事者の不出頭、訴え取り下げ、回避といった、種々の議論がランダムに挙げられている。

③ 講師用マニュアルおよびレジюме

配布用レジюме、および、講師役の講義進行用マニュアルと思われる資料である。

例：「代理権の授与」

A4版2頁程度のレジюмеであり、表記項目の概要(箇条書き)、および、設問で構成される。
配布用レジюмеでは、代理権授与という、実体法上の基本概念に関する説明を行う部分と、訴訟代理権に関連して問題となりうる手続法上の諸問題に関する部分とが混在している。
また、委任ないし委任状の有効性に関する、実務上のテクニカルな論点に関する記述が、かなりの割合を占めている。
講師のための進行表は、副主題、内容、一般的・特別指導目標、学習活動(進行予定)、割り当て時間(コマ数)、使用資機材、教科書により構成されている。

エ 分析

看取される特徴として、

- ①事例教材の不足
- ②シラバス、教材ともに各レベルのトピックの混在

③解説書の不在
が挙げられる。

これらのうち、①について、ケーススタディを行う単元においては、一部、事件記録の抜粋が用いられるところもある(シラバス No.5)。しかし、これは「読み物」として、いわば参照程度に用いられるにとどまる。

その他、事例演習を行う場合には、ファシリテーター(講師)が自ら事例を準備するものとされ、演習問題として十分に練られた題材が作成されるかどうか疑わしいうえ、講師に多大な負担を強いるものとなっている。

この点、我が国の司法修習(集合修習)の多くの起案および演習で用いられる、事件記録を模した教材は、事前に開発チームが十分に議論を行うことで、修習生に検討させることが適切と思われる項目および論点を、過不足なく事例に反映できるものである。

また、こうした教材が一旦作成されれば、これを用いて講評を行う教官は、生じうる問題、評価のポイントなど諸点を事前に検討し、かつ、教官間で情報共有することで、教官の負担を減ずるのみならず、全体的な講義の質の向上に資することができる。

②は、全体的に、研修プログラム分析で前述した点が教材にも反映されたものである。ひとつの単元中に、実体法、手続法、書式等の形式面が混在している。また、問題となりうる点を網羅的に挙げるのではなく、そのごく一部が示されているにとどまり、教材としては不完全なものである。

③も、①同様に、ファシリテーターの負担を増大させるのものであるとともに、その講義の質も一定しない、という危険が生ずる。

この点、我が国の司法修習制度においては、判決起案を例にとると、「民事判決起案の手引き」「刑事判決起案の手引き」を中心とした、諸々の冊子が教材として提供される。判決起案の手引きは、判決書に記載すべき事項全てを網羅的に挙げ、それぞれにつき、記載方法や問題となりうる点について、詳細な解説を加えている。

こうした解説書の存在は、裁判官候補生にとって、判決起案の際によって立つべき主要な指針を与えるとともに、最高裁により示された起案の指針として、将来的には、現役の裁判官の判決起案に影響を与えることも期待できる。

3 実務研修

(1) 構成～段階別実務研修

前述したとおり、裁判官候補生が履修すべき実務研修は4段階に分けられ、それぞれに対応した研修プログラム、および、司法研修所における研修カリキュラムが構成されている。

実務研修の4段階とは、

- ①運営管理者としての実務
- ②書記官実務
- ③裁判官実務
- ④裁判所外法曹実務 である。

実務研修の上記各段階およびその順序にしたがって、各段階における研修の内容、および、それらに先立ち実施される集合研修のカリキュラムが組み立てられている。

(2) 研修項目およびシラバス

ア 第1段階（運営管理者実務）

- ①総務局
書状処理，公文書保管，警備など。
- ②人事局
- ③財務局
- ④登記局
- ⑤刑事局書記官部
- ⑥民事局書記官部
- ⑦執行官部

イ 第2段階（書記官実務）

- ①刑事局書記官
30件以上の事件取り扱いが求められる。
取り扱う事件の難易度は段階的に上げられる。
- ②民事局書記官
15件以上(申立事件5件, 訴訟事件10件)の取り扱いが求められる。
取り扱う事件の難易度は段階的に上げられる。

ウ 第3段階（裁判官実務）

- ①刑事事件
 - ・公判準備
 - ・公判（訴訟指揮）
 - ・審議
 - ・判決基準経験量として，30件以上の刑事事件の取り扱いが求められる。
取り扱う事件の難易度は段階的に上げられる。
裁判官候補生は，特別な裁判官資格が必要な刑事犯罪を除き，あらゆる

事件を取り扱う。

②民事事件

- ・ 期日準備
- ・ 弁論期日
- ・ 審議
- ・ 判決

基準経験量として、15件以上の民事事件（申立事件5件，訴訟事件10件）を取り扱う。

取り扱う事件の難易度は段階的に上げられる。

エ 裁判所外での実務研修

検察庁または弁護士事務所において行う。

①検察庁

- ・ 捜査
- ・ 起訴

②弁護士事務所

- ・ 事件分析
- ・ 訴状等書類作成
- ・ 法廷への同行

(3) 実務研修地および指導教官(メンタリング・システム)

ア 実務研修地

インドネシア全国の第一審裁判所は、

地方裁判所 352箇所

宗教裁判所 343箇所

行政裁判所 26箇所

の、合計721箇所である。

一般裁判所（Pengadilan Umum）の実務研修庁である、地方裁判所を例に挙げると、このうち、最大規模を表すI Aクラスの地方裁判所は実務研修庁としての受け入れ資格を有せず、受け入れ資格を有するのは、I B以下の規模の地方裁判所のみである。

これらの地方裁判所のうち、いずれの地方裁判所が裁判官候補生を受け入れるか、また、受け入れに伴い必要となる諸環境の整備は、今のところ各裁判所の所長・副所長の裁量に負うところが大きいようである。

この点、NLRPは、実務研修庁を、候補生の指導力、事件の数および

多様性，資格を有する指導教官⁷の数を確保できるところに絞るべきであると提言している。⁸

これに対応してか，2011年度の候補生受け入れ裁判所は，
一般裁判所 10箇所（バンドン，チビノン，ブカシ，バレ・バンドン，
ウンガラン，スラカルタ，ジョグジャカルタ，タンジュン・カラン，
グレシック，シドアルジョ）

宗教裁判所 8箇所（バンドン，タンゲラン，ブカシ，スマラン，スラ
カルタ，ジョグジャカルタ，スラバヤ，シドアルジョ）

行政裁判所 3箇所（バンドン，スラバヤ，スマラン）

となっている。

このほか，留意すべきは，新プログラムの実施開始後も，実務研修における学習課程の具体的な内容の決定権限は，依然，各地裁の所長・副所長にあるという点である。

イ 指導教官制度（メンタリング・システム）

実務研修において，配属地の裁判官が指導教官となり，知識や技能を候補生に教えるという指導教官制度（メンタリング・システム）は，比較的近年になって採用されたものである。

新プログラム下においても，こうした指導教官による実務研修の制度が維持されているが，その具体的なあり方については不明である。

また，同プログラムは，指導教官による実務指導は，従前よりも双方向性を有したものであるべきと提案しており，実務研修の具体的内容についても，相互の議論によって決定すべきであるとしている。

(4) 分析

研修項目については，何度か既述したとおり，裁判官としての専門性の獲得の観点からは間接的である業務に関するものが，アンバランスに多いことが最大の特徴である。

第3段階の実務研修については，各部署の所管事項が網羅的に挙げられており，また，担当すべき事件数（民事事件15件，刑事事件30件），および，その難易度に関する基準の他に，何を行うことが求められるのか，具体的な内容は現在のところ不明である。

この点については，支援を行ったNLRPプログラムにより，実務研修の

⁷ 司法教育研究の研究開発の管理と組織便覧46章3節によれば，指導教官となるには①10年間の裁判官経験②III d 等級以上③国家・軍幹部教育研修プログラムの指導教官研修修了④成人学習を理解し，その方法が適用できることが必要とされる。

⁸ 研修プログラム10頁。

より詳細な指導要綱が策定され、あるいは、策定が予定されているのか、引き続き調査が必要であるが、その内容如何によっては、研修の質の標準化の点で不安が残るといわねばならない。

また、実務研修地については、その要件について前記の提言がなされている点からすれば、これに最も適しているのはI Aクラスの大規模庁ではないかと考えられる。

我が国においても、東京、大阪などの大規模庁に多数の修習生が配属されるほか、新任判事補が任官直後の研修を経た後に、最初の任地に配属されており、裁判官の実務研修にとり、非常に重要な機能を担っている。

この点につき、最高裁関係者は、大規模庁の裁判官は事件処理に忙しく、これに集中すべきであるとの理由から、そうした機能を担わせることに否定的な意見を持っているようである。

4 裁判官候補生の評価および考試

(1) 実務研修中の評価⁹

ア 運営管理，書記官実務

プログラムに定められた各実習項目につき、配属部署ごとに、3段階（優れている・普通・劣っている）の評価、および、配属部署の評価（コメント）、および指導教官の評価を受ける。

イ 裁判官実務

プログラムに定められた各実習項目につき、指導教官より、3段階の評価を受け、また指導教官から全般的評価を受ける。

ウ 倫理試験

実務研修期間中にも、定期的に倫理に関する試験が実施される。

(2) 研修所における考試

司法研修所が、事前テストおよび修了テストを実施する。

全ての研修を了し、修了テストに合格することが任官の要件である。

修了試験に不合格となる者はほとんどいないが、試験成績が任地に反映されることはある。その後のキャリアに影響していると思われる。

⁹ 司法研修所への聴取によった。

5 研修制度開発および実施の人的体制

(1) 司法研究開発研修所の構成

インドネシア最高裁 司法研究開発研修所
(BALITBANGDIKLATKUMDIL)は、以下の4部局から構成されている。

- ① 事務局
管理運営面全般
- ② 研究開発局
研究開発とそれによる最高裁への提案
- ③ 司法研修局 (PUSDIKLATNIS)
裁判官，書記官，執行官に対する研修
- ④ 管理・人事研修局 (PUSDIKLATPIM)
その他の裁判所職員のためのリーダーシップおよび管理の研修

(2) 司法研修局の構成および人的体制

裁判官および裁判官候補生の研修を実施する，司法研修局
(PUSDIKLATNIS)は，プログラム・評価ユニット，教育ユニットに分
かれる。裁判官スタッフは5名，その他，常勤スタッフ25名，非常勤ス
タッフ10名で構成される。

第2 裁判官 (Hakim) の各種研修制度

1 2010年度実績

2010年度に実施された裁判官研修は，以下のとおりである。

項目	対象者	内容
継続研修	任官後1年ないし5年の裁判官	倫理, 訴訟運営, 事例研究, 判決
継続研修	任官後5年ないし10年の裁判官	
特別法廷 認証研修	任官後10年以上の裁判官	汚職事件法廷, 商事法廷(126名), 知的財産, 銀行汚職, 労働事件(50名), 漁業, 調停(200名)
合同研修	任官後10年以上の裁判官, 検察官	

上記のほか, リーダーシップ研修などが実施されている。

2010年度の, 任官後5年ないし10年の裁判官に対する継続研修は, C4J¹⁰プログラムの支援によって行われているが, 同研修に関しては, 2008年まで行われた, EUの支援プロジェクトにより, 研修モジュールが開発されている¹¹。

C4Jプログラムによる支援内容によっては, 上記研修モジュールの活用ないし変更の状況, 言い換えれば, それぞれの支援が重複や矛盾なく実施されているか否か, 観察する必要があると思われる。

なお, 2011年度も, ほぼ同様の内容による研修の実施が予定されている。

2 講師陣

それぞれ, 経験を有する裁判官のほか, 各分野の専門家を外部講師として招聘している。例えば, マネーロンダリング, 中央銀行, KPK (汚職撲滅委員会), 検察庁, 児童保護や人身売買に関するNGO, 警察, 汚職などの問題に関し学識経験者などである。

¹⁰ プロジェクト名 C4J: Changes for Justice。インドネシア司法改革を目的とし, 実施期間2010年5月から2014年5月として実施されている。USAID 資金拠出 (約1900万ドル), 受任者 Chemonics International, Inc.。プログラムのコンポーネントに, 最高裁および検察庁の能力向上を含む改革が含まれる (以上, C4J ファクトシートによった。)

¹¹ 拙書「インドネシア司法整備支援 和解・調停制度強化支援プロジェクト プロジェクト成果分析調査報告書」28頁。

第3 インドネシアの裁判官養成制度に関する検討および提言

1 課題点の総括

以上のとおり、裁判官候補生の研修制度を中心に分析を行った結果、観察された課題点を総括すると、概ね、以下のとおりとなる。

① プログラム構成が非効率的である。

項目別分析において挙げたような事情があるにせよ、やはり、全体として、裁判官としての業務に必要な能力を開発するための研修としては、関連性の薄い内容の項目がきわめて多く、非効率的である。これでは、2年間の研修期間が十分に活かされないと言わざるをえない。

特に、運営管理に関する業務や、書記官事務の研修については、従前行われてきた研修制度の残滓とも考えられるが、特に、裁判官としての専門性の向上を最優先した研修プログラム策定の必要性を考える場合、相対的に、これらの研修に割く時間は最小限でよいと考えられる。

② 前提とされる習熟度が不明である。

裁判官候補生採用試験は、受験資格として法学士以上を要求し、かつ、試験科目には法律科目があるにも関わらず、裁判官候補生の研修プログラムにおいては、既述のとおり、実体法および手続法に関する基本事項の講義等が相当程度に含まれており、裁判官候補生採用試験合格段階で、これらに関し、いかなるレベルの習熟度が前提とされているのかが明らかでない。

この点、仮に、多くの裁判官候補生が、研修開始時において、実体法および手続法の基本事項からの全体的な再確認またはレベルアップを要する状態にあるのであれば、それを前提として、特に研修の前半部分において、この点を全体的に補充するプログラムを組むなどの対処の必要がある。

しかし、こうした課題点を裁判官候補生研修プログラム単独で解決するには相当な困難を伴う。長期的な展望としては本来、法学部教育、裁判官候補生採用試験の改革に及ぶ全体的な養成制度の設計を検討しなければならないと思われる。

③ 専門的能力向上に直結する研修メニューが不足している。

裁判官候補生に対し実施される集合研修において、事例研究、判決起案等、裁判官としての実務に直結する研修科目、単位数が絶対的に不足している。

この点については、そうした事項は実務研修の過程で、指導担当裁判官から直接に指導を受けることで補完されうるとの考えが背景にある可能性がある。

しかし、殊にインドネシアにおいて、実務研修地間での格差（裁判所間格差、地域間格差）という現状を念頭に置いた場合、司法研修所による、適切な教材とメソッドに基づく適切な指導を、特に研修初期に行うことは、裁判官候補生の全体的な質の向上と格差解消のため非常に重要と考えられる。

④ 実践研修のためのツールが不足している。

前項に関連して、特に事例に基づく演習、判決起案のための各種教材として、そのために開発されたものがほとんどなく、事件記録や判決書が、そのまま、あるいは、一部抜粋された形で使用されている。また、多くの科目では、ケーススタディのための事例の選択が講師に任されており、講義の内容も質も一定しないうえ、講師に過大な負担を強いるものとなっている。

また、裁判官候補生の理解を助け、かつ、講師の負担を軽減できるような、参照用の解説書、ないし、それに類する教材がほとんどなく、基本書およびベンチブックが参考図書として挙げられているにとどまる。

なお、司法研修所も、事例に基づく教材、カリキュラムの開発の必要性を最大の課題の1つと考えている¹²。

⑤ 講師および指導担当裁判官へのバックアップ体制が十分でない。

既述のとおり、現状では、集合研修の多くの科目において、教材準備から講義に至る多くの部分が、これを担当する講師に任されている状態である。これは、裁判官候補生の研修に限らず、司法研修所が実施する多くの研修において見られる現象であるが、結果として、多くの講義において、講師への「丸投げ」となってしまう、講義の一貫性や質の均等に非常に問題が残る。

この点、司法研修所は、講義の質の向上の必要性は認識しつつも、その方策につき、講師の育成・能力向上により重点を置いているようである¹³。

確かに、講師の育成・能力向上は、講義の質の向上の重要な要素であるが、司法研修所のイニシアチブにおいて、より持続性があり、全体的に能力向上を図ることのできるフレームワーク作りが、同様に重要である。

¹² 司法研修所への聴取によった。

¹³ 司法研修所への聴取によれば、現在直面している課題は、予算の問題を除けば人的資源の不足であるとしている。その解決方法として、講師の養成の必要性が挙げられている。

2 支援の方向性に関する提言

以上に挙げた各課題点のうち、プログラム構成に関わる①ないし③の各課題点については、前述のNLRPプログラムによる支援の結果、2010年に新たに構築されたばかりであり、直ちに、これを抜本的に改善することは困難と思われる。

また、同プログラムのフォローアップとしてのプロジェクトないし支援活動が計画されており、これが実現すれば、その活動のなかで修正が加えられてゆく可能性もある。

したがって、上記①ないし③の課題点については、重複を避ける意味でも、同プログラムの動向を検証した上で、なしうる支援の方向性を検討する必要がある。

そうすると、現段階で日本が行いうる、最も効果的な支援分野は、前項④ 実践研修のためのツール開発支援であると考えられる。

なぜなら、まず、当該分野においては、我が国の長年にわたる司法修習制度の実践の過程で開発され、改善が加えられてきた成果として、事例に基づく教材および解説書の数々が存在し、これらが現地側の研修ツール開発のために導入する技術の、非常に有効な題材となりうるからである。

次に、それらの題材に付随して、これを取り巻くシステム（開発に係る人的体制、使用に係る諸体制、特に、指導要綱の策定など）がいかに連動しているかという点の情報提供が必要となり、前項⑤の課題点に向けた支援につながる、あるいは少なくとも、その布石となりうるからである。

なお、一旦、支援活動が開始した場合には、その他の課題点の継続的な観察および分析に基づき、適時に必要な情報提供を行うことが必要であることは、言うまでもない。また、その過程において、他ドナーとの調整、あるいは可能であれば共働を図ることで、それらについての、よりインパクトある支援の方策を探ることが望まれる。

以上